

平成 25 年 10 月 24 日
福祉部高齢社会対策課

練馬区介護保険条例改正に伴う委員の増員について

介護保険運営協議会において介護保険事業計画と合わせて高齢者保健福祉計画に関する事項を審議できるようにするため、平成25年第3回練馬区議会定例会において介護保険条例の一部を改正する条例が議決され、これに伴う練馬区介護保険条例施行規則の改正を行った。ついては下記のとおり、委員の増員を行う。

記

1 条例および規則の改正内容

(1) 条例の改正

第 6 条第 2 項に規定する協議会の審議事項に「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項の老人福祉計画に関する事項」を追加し、第 7 条に規定する協議会の委員の数を 20 人以内から 25 人以内に増員

(2) 規則の改正

第 6 条第 1 項に定める委員の構成について、「被保険者」を 6 人以内から 8 人以内に、「福祉関係団体の職員または従事者」を 4 人以内から 6 人以内に、「介護サービス事業者の職員」を 6 人以内から 7 人以内に増員

(3) 改正後の条例および規則

別紙 2 のとおり

2 改正条例・規則の施行期日

平成 26 年 1 月 1 日

3 委員の増員

(1) 「被保険者」の増員 2 名

平成 25 年 10 月 21 日から区報およびホームページ等により公募を開始

(2) 「福祉関係団体の職員または従事者」の増員 2 名

公益社団法人練馬区シルバー人材センターおよび社会福祉法人練馬区社会福祉事業団へ委員各 1 名の推薦を依頼する。

(3) 「介護サービス事業者の職員」の増員 1 名

練馬区介護サービス事業者連絡協議会へ同協議会住宅改修分科会に加入している住宅改修事業所の経営者または管理者による委員 1 名の推薦を依頼する。

4 今後の予定

平成25年10月	区報・ホームページにて追加の被保険者の委員 2 名を公募 追加委員 3 名の推薦を関係団体へ依頼 庁内策定委員会設置
平成25年11月	追加委員の決定 高齢者基礎調査実施
平成26年 1 月	追加委員への委嘱 第 6 期計画策定についての諮問 第 6 回介護保険運営協議会開催
平成26年 3 月	高齢者基礎調査報告書作成 第 7 回介護保険運営協議会開催

平成25年9月13日

福祉部介護保険課

福祉部高齢社会対策課

議案第96号 練馬区介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

練馬区介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）において介護保険事業計画と合わせて高齢者保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉計画として策定）に関する事項を審議できるようにするため、協議会の審議事項および委員の数について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第6条第2項に規定する協議会の審議事項に「老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の老人福祉計画に関する事項」を追加する。
- (2) (1)の審議事項の追加に伴い、第7条に規定する協議会の委員の数を20人以内から25人以内に増員する。

3 施行期日

平成26年1月1日

4 新旧対照表

裏面のとおり

練馬区介護保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 } 第5条 } 省略 (設置) 第6条 省略 2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。 (1) 法第117条第1項の介護保険事業計画に関する事項 (2) 省略 (組織) 第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員<u>20人</u>以内をもって組織する。 (1) } (6) } 省略 第8条 } 第25条 } 省略 付 則 省略</p>	<p>第1条 } 第5条 } 同左 (設置) 第6条 同左 2 同左 (1) 法第117条第1項の介護保険事業計画および老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の老人福祉計画に関する事項 (2) 同左 (組織) 第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員<u>25人</u>以内をもって組織する。 (1) } (6) } 同左 第8条 } 第25条 } 同左 付 則 同左 付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日から平成27年6月30日までの間に委嘱されるこの条例による改正後の練馬区介護保険条例（以下「新条例」という。）第7条各号に掲げる委員の任期は、新条例第8条本文の規定にかかわらず、同日までとする。</p>

別紙2 改正後の練馬区介護保険条例および練馬区介護保険条例施行規則

1 練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第6条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 法第117条第1項の介護保険事業計画に関する事項および老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の老人福祉計画に関する事項

(2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（組織）

第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

(1) 被保険者

(2) 医療保険者（法第7条第7項に定めるものをいう。）の職員

(3) 医療従事者

(4) 福祉関係団体の職員または従事者

(5) 介護サービス事業者（法第4章により保険給付の対象となる事業を行うものをいう。）の職員

(6) 学識経験者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2 練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（介護保険運営協議会の構成）

第6条 条例第7条に規定する練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の委員の構成は、つぎのとおりとする。

(1) 被保険者 8人以内

(2) 医療保険者の職員 1人以内

(3) 医療従事者 1人以内

(4) 福祉関係団体の職員または従事者 6人以内

(5) 介護サービス事業者の職員 7人以内

(6) 学識経験者 2人以内

（会長）

第7条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。